

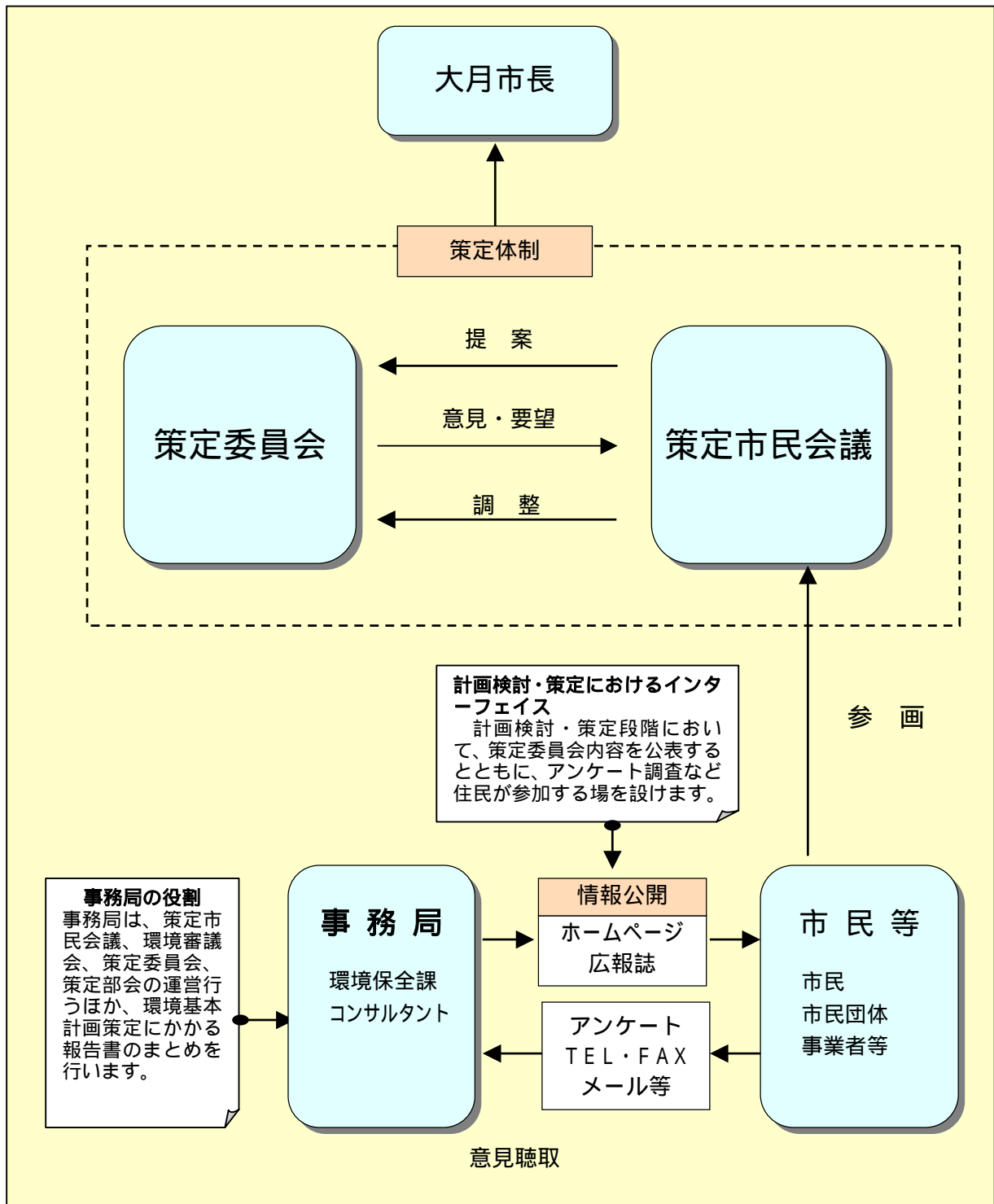
資料編



1 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、地域環境の現況調査及びアンケート調査を実施し、その結果をもとに公募により組織した市民会議や庁内組織の策定委員会などで検討を重ねながら策定する。

各組織の関係は次のとおりである。



2 大月市環境基本計画の策定経過

大月市環境基本計画庁内策定委員会

開催	年・月・日	検討事項
第1回	平成14年11月5日 (策定市民会議との合同会議)	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画の概要 環境基本計画策定の全体の進め方
第2回	平成15年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> 大月市の社会特性 大月市の環境の現状 市民等へのアンケートの調査結果
第3回	平成15年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> 計画の基本目標 基本的施策と個別施策 環境に関する各課の施策・事業
第4回	平成16年2月23日	<ul style="list-style-type: none"> 基本的施策と個別施策 地区別環境配慮指針

大月市環境基本計画策定市民会議

開催	年・月・日	検討事項
第1回	平成14年11月5日 (庁内策定委員会との合同会議)	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画の概要 環境基本計画策定の全体の進め方
第2回	平成15年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> 大月市の社会特性 大月市の環境の現状 市民等へのアンケートの調査結果
第3回	平成15年4月22日	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画の手順、スケジュール等 市民意見シート
第4回	平成15年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> 大月市の環境の将来像 計画の基本目標
第5回	平成15年8月5日	<ul style="list-style-type: none"> 施策の体系、基本的施策と個別施策の項目
第6回	平成15年10月3日	<ul style="list-style-type: none"> 基本的施策と個別施策の内容 主体別行動指針
第7回	平成15年12月9日	<ul style="list-style-type: none"> 基本的施策と個別施策の内容 主体別行動指針
第8回	平成16年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> 各地区の持つ環境情報 地区別環境配慮指針
第9回	平成16年3月2日	<ul style="list-style-type: none"> 全体のまとめ 基本的施策と個別施策 地区別環境配慮指針 コラムの内容 重点施策

「大月市環境基本計画策定市民会議」委員名簿

氏 名	備 考	氏 名	備 考
天野 和幸	笹子公民館	相馬 泉	富浜公民館
小林 博	初狩公民館	秋山 阿づ子	富浜公民館
上野 虎亀	真木公民館	萩原 勤作	梁川公民館
奥秋 酋	大月公民館	中田 光太郎	
小俣 住江	大月公民館	三枝 東生	
小俣 良知	賑岡公民館	河西 悦子	
天野 安雄	七保公民館	箕田 雅友	
大石 太持	瀬戸公民館	石井 政雄	
藤田 徳子	猿橋公民館	山口 英子	
吉田 見世子	猿橋公民館	佐藤 和子	

(敬称略、順不同)

「大月市環境基本計画庁内策定委員会」委員名簿

氏 名		
平井 之教	幡野 好美	小林 正民
鯨岡 悠位	小林 弘典	井上 初
天野 寛司	山崎 浩司	卯月 源治
平山 正幸	天野 憲治	古屋 元規
高木 賞造	横田 和	和田 英夫
久保田 政巳	志村 隆夫	天野 哲次
藤本 直樹	梶原 春生	石井 始天
米山 克美	上野 正文	久嶋 早百合
安藤 好信	丸田 勲	和田 一雄
加藤 敏安	石井 嘉俊	

(敬称略、順不同)

3 用語解説

あ行

ISO14001

環境マネジメントシステム参照

アメニティ

「快適さ・喜ばしさ」の意味で、まちづくりがめざす居住環境の快適性（安全性、保健性、利便性だけでなく、歴史的環境や自然景観などにも配慮した総合的な住み心地の良さ）を示します。

NPO〔nonprofit organization〕

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体（特定非営利活動法人、民間非営利組織・団体、市民活動法人、市民事業体など）を示します。

1998年（平成10年）にはNPO法（特定非営利活動促進法）が制定され、社会貢献を目的とする活動を行うこれらの組織・団体が緩やかな条件で法人格を取ることが可能になりました。

NGO〔nongovernmental organization〕

もともとは国連の場で国連諸機関と協力関係にある政府以外の非営利組織のことを示した言葉が広まったもので、最近では、開発、経済、人権、人道、環境等の地球規模の問題に取り組む非政府・非営利の組織（民間の国際協力機構）のことを示すのに使われています。

オゾン層の破壊

1970年代末頃から、南極で成層圏（地上20～25km上空）のオゾンが極端に減少するオゾンホールという現象が確認されはじめ、その後も年々、その範囲は広がっています。これは、冷媒やスプレー、発泡剤などに使用されているフロンという物質により、オゾンが破壊されていることによります。フロンは非常に安定した物質であり、フロン1個はオゾン数万個を破壊する能力を持っています。1995年末には、全世界で特定フロンの使用が全廃されたものの、フロンは、今後も成層圏中に存在し続けるため、オゾン層の破壊はさらに進んでいくと予想されています。

オゾンが1%減少すると、地上に到達する紫外線は2%増加し、それにより、全世界で皮膚ガンになる患者がおよそ3%増加すると言われています。

環境家計簿（エコライフノート）

環境家計簿は、月 1 回、わが家からの電気・ガスなどの使用量から二酸化炭素排出量を計算し、記録するものです。わが家から排出されている二酸化炭素の量を実際に感じるにより、二酸化炭素排出量の削減に取り組むきっかけにさせていただくものであり、家計の節約だけでなく地球温暖化防止にも役立つものです。

環境マネジメントシステム [I S O 1 4 0 0 1]

環境マネジメントシステムとは、事業活動を行うことから生じる環境への負荷をできるだけ少なくするために、事業者がその事業活動の環境負荷を発生する項目について自主的に目標を設定して継続的に改善を行っていくためのツールです。I S O 1 4 0 0 1 は、国際標準化機構（I S O）が定める環境マネジメントシステムの構築と維持に関する国際規格です。

グリーン購入法（p.107 他）

正式法律名を「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といい、平成 12 年 5 月 24 日に公布され、平成 13 年 1 月 6 日（一部 4 月 1 日）から施行された法律です。ここでいう“環境物品等の調達”とは、環境負荷の少ない製品やサービスを調達（購入）すること、すなわちグリーン調達のことを指し、これにより“環境にやさしい社会”いわゆる環境保全型の持続的発展が可能な社会をつくることを目的としたものです。

また、同法では、国（独立行政法人を含む）、地方自治体、事業者・市民等が、主体別に取り組むべきことが示されています。国はグリーン調達推進のための基本方針を定め、これに即して毎年度、調達方針を作成・公表し、さらに、調達実績をとりまとめ、公表するとともに、環境大臣に報告します。地方自治体は、毎年度調達方針を作成し、これに基づき調達推進に努めるといった努力義務が、また、事業者・市民は、できるだけグリーン調達に努めるといった一般的責務が定められています。

グリーンツーリズム

都市住民が豊かな自然や美しい景観を求めて農山漁村を訪れ、交流や体験を通じて楽しむ余暇活動をいいます。これにより、農山漁村資源を生かした観光の振興とともに、都市住民が豊かな自然や農村文化の価値を再認識することにつながります。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い紫外線により光化学反応をおこして生産されるオゾン、アルデヒド、PAN等の刺激性を有する酸化性物質の総称です。オキシダントは粘膜への刺激、呼吸への影響といった人体への影響をおよぼす恐れがあり、光化学スモッグ注意報や警報等は、大気中のオキシダント濃度が基準値を超えると発令されます。

さ行

里山

集落の近くにあり、かつては薪炭用木材や山菜などを採取していた、人と関わりのふかい森林のことを言います。

酸性雨 (p.5 他)

酸性雨は、窒素酸化物、硫黄酸化物などの大気汚染物質が空気中の水分に含まれ、それが雨水に混じったもので、森林破壊などの原因となっています。

我が国では、昭和 58 年より酸性雨の調査を実施しており、「第 3 次(平成 5 年度～平成 9 年度)酸性雨対策調査のとりまとめについて」(環境庁 平成 11 年 3 月)によれば、全国 48 カ所の測定所における降水の年平均 pH は 4.7～4.9(年度毎の全地点平均値)であり、降水が酸性化状態にあることが明らかにされています。

新エネルギー〔new energy〕

太陽熱、太陽光、風力、海洋、地熱などの自然エネルギーと、CO₂ の発生が少ない合成エネルギーなど、環境への負荷の少ないエネルギーの総称。

ゼロエミッション

産業の製造工程から出る廃棄物を他の製品の原料や燃料などに利用することにより、廃棄物を出さない生産システム。産業界の自主的な取り組みの他に、自治体による取り組みも見られます。「エミッション」とは、英語で「排出」という意味です。

3 R

本文参照

た行

地球温暖化

1997 年 12 月に気候変動枠組み条約第 3 回締約国会議(COP 3:地球温暖化防止京都会議)が京都で開催され、議定書において我が国は、温室効果ガスの排出量を 2008 年から 2012 年の間に基準年(1990 年)から 6%削減という数値目標を定めました。

我が国では、平成 10 年 6 月に「地球温暖化対策推進大綱」が策定され、また、平成 11 年 4 月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行されるなど、地球温暖化防止に向けて本格的な取り組みが行われています。

低公害車

車の排ガス中の窒素酸化物(NO_x)や粒子状物質(PM)及び二酸化炭素(CO₂)の量が従来の車に比べ、少ない自動車のことです。LPG車(プロパンガス)、LNG車(天然ガス)、メタノール車、電気自動車、ハイブリッド車(ガソリン+電気、ディーゼル+電気)などがあり、従来のディーゼルエンジンでもアイドリングを自動的に行うアイドリングストップ&スタートバスやブレーキ時のエネルギーを発進駆動力に転換する蓄圧式ハイブリッドバスなどもこの中に含まれます。

は行

バリアフリー

「障壁のない」という意味で、公共施設や建築物等において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮した空間を示します。

また、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」いわゆる「交通バリアフリー法」が平成12年5月公布、同年11月から施行され、お年寄りや身体障害者が、交通機関をより快適に利用しやすくするため、鉄道事業者に、駅へのエレベーター設置などを義務付けています。

類似の言葉として、高齢者や障害者に限らず、全ての人が平等に利用できるよう設計された空間のことを「ユニバーサルデザイン」と最近では呼んでいます。

ビオトープ

ギリシア語で「生物」を意味する“bio”と「場所」を意味する“topos”を合成して作られたドイツ語です。生物（群集）の生息空間のことをいい、ホタル護岸などのように、特定の生物が存在（生育・生息）できるよう、人工的に環境条件を整えられたものも含まれます。

ppm [parts per million]

成分比や濃度を表す単位で、100万分の1（100万分率）を意味します。日本の環境関係では主に大気中の汚染ガスの含有率を示すのに使用され、その時は体積比で示します（1ppmは $1\text{m}^3/\text{m}^3$ ）。その他、類似の単位としては以下のものがあります。

ppb (parts per billion)	10億分率 = 10^{-9} ppm
ppt (parts per trillion)	1兆分率 = 10^{-12} ppm

ま行

ミティゲーション

1970年代後半にアメリカで導入された環境政策の一つで、人間の行動は環境に何らかの影響を及ぼすことを前提とし、それを緩和することを目的とした行為のことで、以下の5段階の考え方があります。1から5に進むに従い、環境への影響は大きく、影響の緩和は小さくなります。

- 1 回避 (avoid)**
事業の未実施により、影響を回避する。
- 2 最小化 (minimizing)**
事業の規模や程度を最小限にすることにより、影響を最小限に食い止める。
- 3 修正 (rectify)**
影響を受けた環境を修復あるいは改善することにより、影響を矯正する。
- 4 軽減 (reducing)**
事業実施の全期間にわたり、周辺の自然環境の保護やメンテナンスを継続することにより、影響を軽減する。
- 5 代償 (compensate)**
対象となる生物を他の場所に移す（移植など）か、新たにふさわしい環境をつくり出すことにより、影響を代償する。ビオトープ公園の創出などは、ここに含まれる。

や行

ら行

レッドデータブック

絶滅の恐れのある野生生物を選び出し、分布や生息状況を解説した資料集のことです。もともとは国際自然保護連合(IUCN)によって 1966 年から発行されている「全世界の絶滅のおそれのある動植物のリスト」の表紙が赤いことからそう呼ばれています。

国内では、動物については平成 3 年に環境庁によって、又植物については平成元年に日本自然保護協会等によって取りまとめられました。その後、環境庁は平成 7 年度から分類群毎にレッドリストの見直し作業を行っており、平成 12 年から順次分類群毎に「改訂版レッドデータブック」を発行しています。

4 環境基準の一覧

環境基準とは、環境基本法に基づき、「人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準」として、大気、水、土壌、騒音、ダイオキシン類について目標値が定められています。この目標値は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。

(1) 大気汚染に係わる環境基準

表 1-1 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1.浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2.光化学オキシダントとは、オゾン、パ-ホルアルデヒド、その他光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	
光化学オキシダント(O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

注) 大気の汚染に係る環境基準：昭和48年環境庁告示第25号

二酸化窒素に係る環境基準：昭和53年環境庁告示第38号

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準：平成13年環境省告示第30号

表 1-2 ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値
大気	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

注1) 平成14年環境省告示第46号

注2) ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジリンの毒性に換算した値とする。

(2) 水質に係わる環境基準と公共用水域の類型指定状況

表 2-1 水質の汚濁に係る環境基準
(人の健康の保護に関する環境基準)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下
砒 素	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下

注 1) 昭和 46 年環境庁告示第 59 号

注 2) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

表 2-2 ダイオキシン類の環境基準

媒 体	基 準 値
水質(水底の底質を除く)	年間平均値 1 pg-TEQ/ℓ以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下

注 1) 平成 14 年環境省告示第 46 号

注 2) ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値とする。

表 2-3 水質の汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

【河川】

ア

項目 類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN /100ml 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000MPN /100ml 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN /100ml 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	
D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	
E	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2 mg/l 以上	

注 1) 基準値は、日間平均値とする。

注 2) 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

注 3) 大月市の公共用水域である相模川水系は、生活環境の保全に関する環境基準の水域類型で「A 類型」に指定されています（山梨県告示第 153 号、昭和 49 年 4 月 1 日）。

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下

注 1) 基準値は、年間平均値とする。

注 2) 平成 15 年 11 月 5 日環境省告示第 123 号

表 2-4 水質の汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

【湖沼】

ア

項目 類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN /100ml 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000MPN /100ml 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	15 mg/l 以下	5 mg/l 以上	
C	6.5 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l 以上	

注 1) 基準値は、日間平均値とする。

注 2) 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

イ

項目 類型	基準値	
	全窒素	全 磷
	0.1 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下
	0.2 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下
	0.4 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
	0.6 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下
	1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下

注 1) 基準値は、年間平均値とする。

注 2) 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下

注 1) 基準値は、年間平均値とする。

注 2) 平成 15 年 11 月 5 日環境省告示第 123 号

(3) 土壌に係わる環境基準

表 3-1 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg について 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。
砒 素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。

注) 平成 3 年環境庁告示第 46 号

表 3-2 土壌中のダイオキシンに係る環境基準

基 準 値	備 考
1,000pg-TEQ/g 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラジリンの毒性に換算した値とする。 ・廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。 ・環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施すること。

注) 平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号

(4) 騒音に係わる環境基準

表 4-1 騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の 類型	時間 の 区 分		該 当 地 域
	昼 間	夜 間	
A	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に 掲げる第 1 種低層住居専用地域、 第 2 種低層住居専用地域、第 1 種 中高層住居専用地域、第 2 種中高 層住居専用地域
B	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に 掲げる第 1 種住居地域、第 2 種住 居地域及び準住居地域（同項第 2 号に掲げる特別工業地区及び同法 施行令第 3 条第 6 号に掲げる特別 業務地区を除く。）
C	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に 掲げる近隣商業地域、商業地域、 準工業地域及び工業地域並びに同 項第 2 号に掲げる特別工業地区及 び同法施行令第 3 条第 6 号に掲げ る特別業務地区

道路に面する地域

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する地域 及び C 地域のうち車線を有する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

但し、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）によることができる。	

注 1) 平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

注 2) 時間区分は次のとおり

昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～午前 6 時

注 3) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道等

注 4) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 15m まで

2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 20m まで

(5) 騒音・振動の要請限度

要請限度とは、定められた騒音レベル・振動レベル(表 5-1、表 5-2)を超えていることで、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められ、その対策を都道府県知事が公安委員会や道路管理者に対して要請できる値のことを言います。

表 5-1 自動車騒音の限度(要請限度)

区域の区分		範囲 (道路端から)	時間の区分	
			昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		適用なし	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上を有する道路に面する区域			70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域			75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路に近接する空間	2 車線以下	15m	75 デシベル	70 デシベル
	3 車線以上	20m	75 デシベル	70 デシベル

注) 平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号

地域区分は平成 8 年 4 月 1 日浜松市告示第 136 号による。

・評価の指標は等価騒音レベル

・時間区分は次のとおり

昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～6:00

・区域の類型該当区域

a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種住居地域(特別工業地区を除く)、第 2 種住居地域(特別工業地区を除く)、準住居地域、市街化調整区域(浜松飛行場を除く)

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、特別工業地区

表 5-2 道路交通振動の限度(要請限度)

単位：デシベル

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

注) 昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号

地域指定は平成 9 年 3 月 28 日静岡県告示第 344 号の 9 による。

・昼間：8:00～20:00、夜間：20:00～8:00

・区域の類型該当区域

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域(特別工業地区を除く)、第 2 種住居地域(特別工業地区を除く)、準住居地域、市街化調整区域(浜松飛行場を除く)

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、特別工業地